

基安

裁量労働
・高プロ

最高裁判例
(年休・賃金)

長時間労働に
係る面接指導

労災

疾病の範囲

過労死認定基準

特別加入者

雇用

目的条文

教育訓練
給付

高年齢雇用継続
給付

労一

統計・助成金

〇〇認定

求職者支援
制度

社一

DB・DC

児童手当法

船員保険法

健保

紹介状なし
定額負担

入院時食事
・生活療養費

高額療養費
高額介護合算

厚年

短時間労働者
の適用拡大

雇用継続給付
との調整

積立金

国年

保険料免除

20歳前障害
障害基礎年金

事業の円滑
な実施

まとめ

専門業務型裁量労働制

企画業務型裁量労働制

高度プロ制度

効力の発生

労使協定の締結 **発効**
→届出

労使委員会の決議（4/5
以上）→届出 **発効**

労使委員会の決議（4/5
以上）→届出 **発効**

健康福祉確保措置

あり

あり

あり

苦情処理措置

あり

あり

あり

労働者の個別同意

不要

必要

必要※撤回可能

効果

協定で定めた
時間みなし

決議で定めた
時間みなし

労働時間、休憩、休日、
深夜割増の規定→除外

定期報告

なし

6か月以内ごとに1回

- 労働時間の状況
- 健康福祉確保措置

6か月以内ごとに1回

- 健康管理時間の状況
- 休日の確保
- 選択的措置
- 健康福祉確保措置

指針

なし

あり

あり

試験年	判例名	判決日	関連テーマ	出題語句1	出題語句2	出題語句3
平成20年	日立製作所武蔵工場事件	平成3年11月28日	時間外労働の根拠	合理的な		
平成21年	福島県教組事件	昭和44年12月18日	賃金全額払い	経済生活の安定		
	ノースウエスト航空事件	昭和62年7月17日	休業手当	生活保障		
平成22年	神戸弘陵学園事件	平成2年6月5日	労働契約	試用期間		
	時事通信社事件	平成4年6月23日	年休の時季変更権	事前の調整		
	東朋学園事件	平成15年12月4日	産前産後休業	公序に反するもの		
平成23年	白石宮林署事件	昭和48年3月2日	年休の時季変更権	解除条件		
	あけぼのタクシー事件	昭和62年4月2日	休業手当	平均賃金の6割		
平成24年	出題なし					
平成25年	ことぶき事件	平成21年12月18日	深夜業の割増賃金	長さ	午後10時から午前5時まで	適用しない
平成26年	八千代交通事件	平成25年6月6日	年休の出勤率	含まれるもの		
平成27年	阪急トラベルサポート事件	平成26年1月24日	事業場外のみなし制	労働時間を算定し難いとき		
	弘前電報電話局事件	昭和62年7月10日	年休の時季変更権	代替勤務者		
平成28年	学校法人専修大学事件	平成27年6月8日	解雇制限	打切補償	3年	
平成29年	時事通信社事件	平成4年6月23日	年休の時季変更権	事業の正常な運営	裁量的判断	
平成30年	三晃社事件	昭和52年8月9日	賃金全額払い	功労報償		
令和元年	あけぼのタクシー事件	昭和62年4月2日	休業手当	平均賃金	支給対象期間と時期的に対応する期間	
令和2年	旭紙業事件	平成8年11月28日	労働者性	時間的、場所的な拘束	報酬の支払方法、公租公課の負担	
令和3年	国際自動車事件	令和2年3月30日	割増賃金	通常の労働時間の賃金	当該労働契約の定める賃金体系全体における当該手当	

白石宮林署事件（昭和48年3月2日）

年次有給休暇の権利は、同条一、二項の要件が充足されることによつて法律上当然に労働者に生ずる権利であつて、労働者の請求をまって始めて生ずるものではなく、また、同条三項にいう「請求」とは、休暇の時季にのみかかる文言であつて、その趣旨は、休暇の時季の「指定」にほかならないものと解すべきである。

休暇の時季指定の効果は、使用者の適法な時季変更権の行使を **?** として発生するのであつて、年次休暇の成立要件として、労働者による「休暇の請求」や、これに対する使用者の「承認」の観念を容れる余地はないものといわなければならない。

年次有給休暇における休暇の利用目的は労働基準法の関知しないところであり、休暇をどのように利用するかは、使用者の干渉を許さない労働者の自由であると解すべきである。

労働基準法三九条三項但書にいう「 **?** 」か否かは、 **?** を基準として判断すべきである。

白石宮林署事件（昭和48年3月2日）

年次有給休暇の権利は、同条一、二項の要件が充足されることによつて法律上当然に労働者に生ずる権利であつて、労働者の請求をまって始めて生ずるものではなく、また、同条三項にいう「請求」とは、休暇の時季にのみかかる文言であつて、その趣旨は、休暇の時季の「指定」にほかならないものと解すべきである。

休暇の時季指定の効果は、使用者の適法な時季変更権の行使を**解除条件**として発生するのであつて、年次休暇の成立要件として、労働者による「休暇の請求」や、これに対する使用者の「承認」の観念を容れる余地はないものといわなければならない。

年次有給休暇における休暇の利用目的は労働基準法の関知しないところであり、休暇をどのように利用するかは、使用者の干渉を許さない労働者の自由であると解すべきである。

労働基準法三九条三項但書にいう「**事業の正常な運営を妨げる**」か否かは、**当該労働者の所属する事業場**を基準として判断すべきである。

電電公社関東
電気通信局事件

- 使用者が**通常の配慮**をしたとしても**代替勤務者**を確保して勤務割を変更することが客観的に可能な状況になかったと判断しうる場合には、使用者において代替勤務者を確保するための配慮をしたとみうる**何らかの具体的な行為をしなかったとしても**、そのことにより、使用者がした**時季変更権の行使が違法となることはないもの**と解するのが相当である。

ノースウエスト
航空事件

- 休業手当の制度→労働者の**生活保障**という観点から設けられたもの
- 使用者の責に帰すべき事由→取引における**一般原則たる過失責任主義とは異なる観点**をも踏まえた概念。民法の「**債権者の責に帰すべき事由**」よりも広く、**使用者側に起因する経営、管理上の障害**を含む

建設アスベスト
訴訟

- 安衛法57条は、これを取り扱う者に健康障害を生ずるおそれがあるという物の危険性に着目した規制であり、その物を取り扱うことにより危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、所定事項の表示を義務付けることにより、その物を取り扱う者であって**労働者に該当しない者も保護する趣旨のもの**と解するのが相当である。

まとめ 面接指導

	すべての労働者	研究開発業務従事者	高プロ制度適用者
	労働安全衛生法に基づく 労働時間の状況の把握義務		
対象労働者	時間外・休日労働が 月80時間超	時間外・休日労働が 月100時間超	週40時間超の 健康管理時間が 月100時間超
実施の要件	労働者からの 申出があった場合 に実施 罰則なし	労働者の申出の 有無にかかわらず 実施 罰則あり	労働者の申出の 有無にかかわらず 実施 罰則あり
実施後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 就業場所の変更 ● 作業の転換 ● 労働時間の短縮 ● 深夜業の回数の減少等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 就業場所の変更 ● 職務内容の変更 ● 有給休暇の付与 ● 労働時間の短縮 ● 深夜業の回数の減少等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 職務内容の変更 ● 有給休暇の付与 ● 健康管理時間が短縮されるための配慮等

まとめ	業務上の疾病	複数業務要因災害による疾病	通勤による疾病
根拠	労働基準法 施行規則	労働者災害補償保険法 施行規則	労働者災害補償保険法 施行規則
疾病の種類	業務上の 負傷 に 起因 する 疾病	—	通勤による 負傷 に 起因 する 疾病
	業務ごとの 例示疾病	<ul style="list-style-type: none"> ● 長時間業務による脳・心臓疾患 ● 心理的負荷による精神障害 	なし
	その他業務に 起因 すること の明らかな疾病	その他二以上の事業の業務を 要因 とすることの明らかな疾病	その他通勤に 起因 すること の明らかな疾病

1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月
-----	-----	-----	-----	-----	-----

脳血管疾患及び虚血性心疾患等
認定基準

異常な出来事

● → 発症直前から**前日**まで（例：航空機墜落現場での救助活動）

短期間の過重業務

● → 発症前おおむね**1週間**（例：システム障害対応のため不眠不休で1週間働く）

長期間の過重業務

100h					
月当たり80h					
月当たり80h					

精神障害
認定基準
強

特別な出来事

3週 120h	週40h				
160h	週40h				

出来事

月当たり120h	週30h				
月当たり100h	週25h				
100h	仕事急増				

まとめ

一人親方等

- ① 自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業
- ② 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業（⑦を除く）
- ④ 林業の事業
- ⑤ 医薬品の配置販売の事業
- ⑥ 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業
- ⑦ 船員法第1条に規定する船員が行う事業
- ⑧ 柔道整復師法に規定する柔道整復師が行う事業
- ⑨ 高年齢者雇用安定法に規定する創業支援等措置に基づき高年齢者が行う事業
- ⑩ あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師が行う事業

特定作業従事者

- ① 特定農作業従事者及び指定農業機械作業従事者
- ② 職場適応訓練従事者及び事業主団体等委託訓練生
- ③ 労働組合等常勤役員
- ④ 介護作業従事者及び家事支援従事者
- ⑤ 一定の作業を行う家内労働者及びその補助者
- ⑥ 芸能関係作業従事者
- ⑦ アニメーション制作作業従事者
- ⑧ 情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業に従事する者

労基法	H19年	が人たるに値する生活を営む
安衛法	H24年	危害防止基準、 快適な職場環境 の形成
	R元年	快適な職場環境
労災保険法	H13年	通勤、保険給付、 社会復帰 の促進、労働者の 安全及び衛生 の確保
	H22年	社会復帰、安全及び衛生
雇用保険法	H22年	雇用の継続、 生活及び雇用の安定
	H28年	生活及び雇用の安定 、求職活動、福祉の増進
労働組合法	H14年	自主的、労働協約
最低賃金法	H24年	国民経済の健全な発展に寄与する
社労士法	H19年	(事業の健全な) 発達 、 福祉の向上
	H27年	事業の健全な 発達 と労働者等の 福祉の向上 に資すること
児童手当法	H27年	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること
介護保険法	H27年	機能訓練、国民の共同連帯の理念
国保法	H29年	社会保障及び国民保健の向上
国民年金法	H28年	(国民生活の) 安定、共同連帯

目的

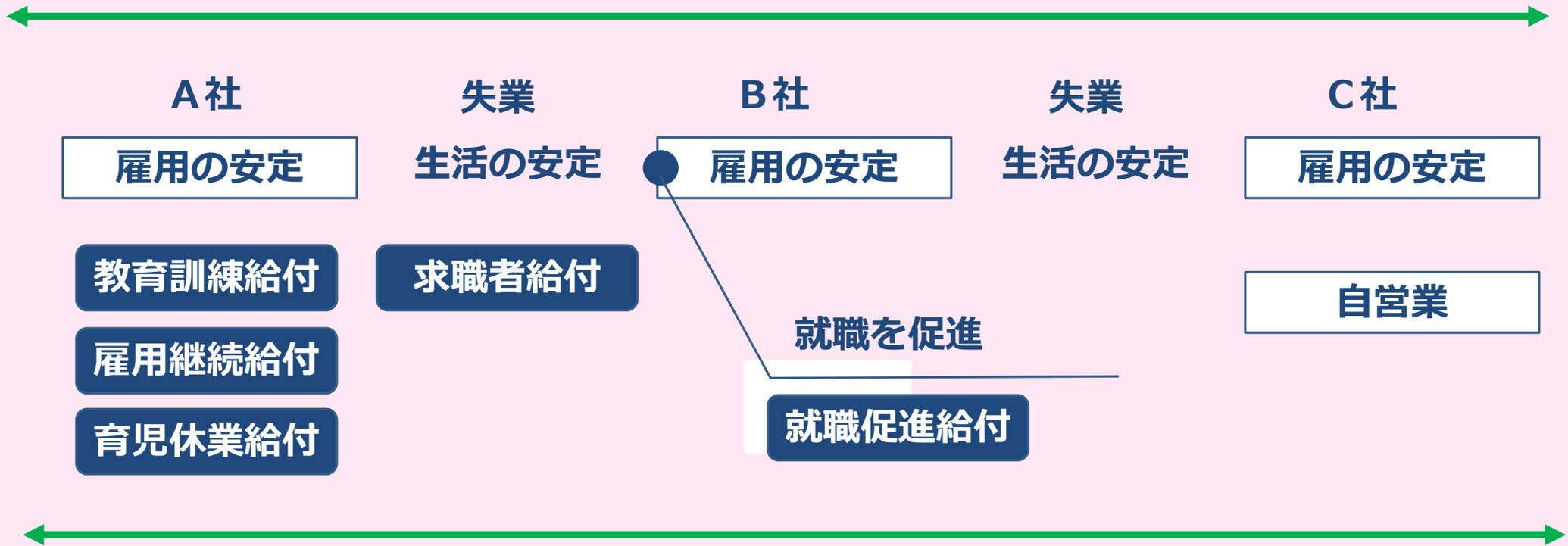
雇用保険は、労働者が**失業**した場合及び労働者について**雇用の継続が困難**となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する**教育訓練**を受けた場合及び**労働者が子を養育するための休業をした場合**に必要な給付を行うことにより、労働者の**生活及び雇用の安定**を図るとともに、**求職活動**を容易にする等その**就職を促進**し、あわせて、労働者の**職業の安定**に資するため、**失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上**その他労働者の**福祉の増進**を図ることを目的とする。

雇用安定事業及び能力開発事業における留意事項

雇用安定事業及び能力開発事業は、被保険者等の**職業の安定**を図るため、**労働生産性の向上**に資するものとなるよう留意しつつ、行われるものとする。

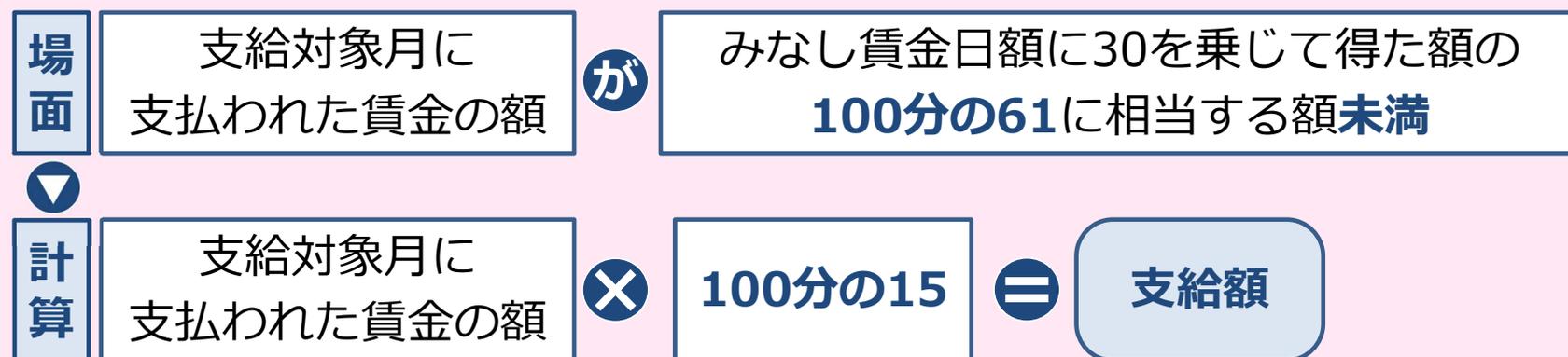
雇用二事業等

職業の安定

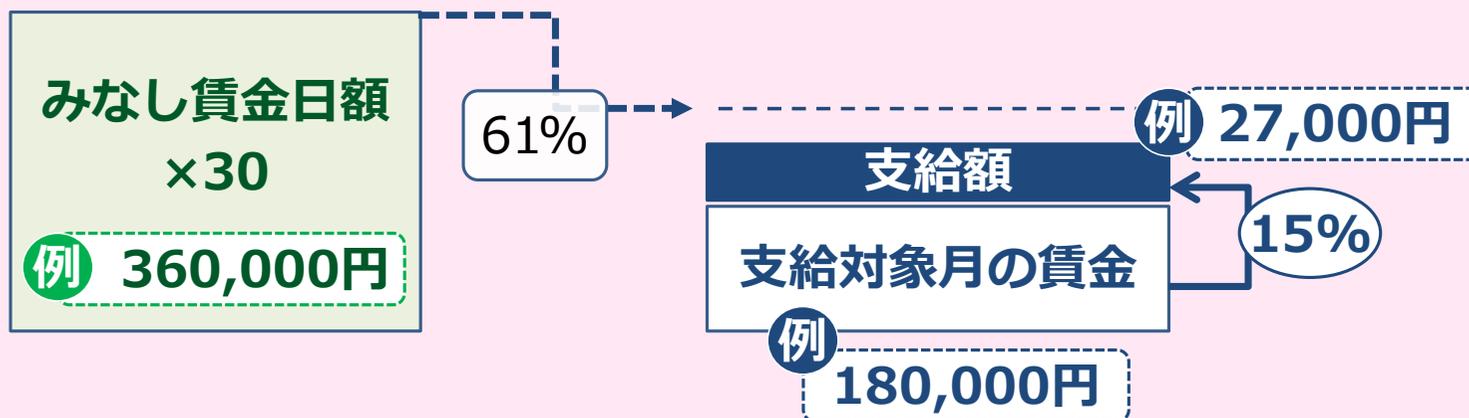


支給額

- ① 一支給対象月について、当該支給対象月に支払われた賃金の額が、みなし賃金日額に30を乗じて得た額の**100分の61**に相当する額**未満**であるとき



事例



まとめ

支給要件期間		支給額	上限額		
一般教育訓練 <small>修了</small>	原則→3年以上 初回→1年以上	受講費用×100分の20 含キャリアコン費用(上限2万円)	10万円		
特定一般教育訓練 <small>修了</small>		受講費用×100分の40	20万円		
専門実践教育訓練 <small>修了</small>	原則→3年以上 初回→2年以上	受講費用×100分の50	連続した2支給単位期間 40万円	総額 120万円	支給限度期間 168万円
専門実践教育訓練 <small>修了</small> <small>取得</small> <small>雇用</small>		受講費用×100分の70	連続した2支給単位期間 56万円	総額 168万円	支給限度期間 168万円
長期専門実践教育訓練 <small>修了</small>		受講費用×100分の50	連続した2支給単位期間 40万円	総額 160万円	支給限度期間 224万円
長期専門実践教育訓練 <small>修了</small> <small>取得</small> <small>雇用</small>		受講費用×100分の70	連続した2支給単位期間 56万円	総額 224万円	支給限度期間 224万円

キャリアコン → 開始日1か月前までに受給資格確認票を管轄公共職業安定所長に提出

取得雇用 → 修了後1年以内に「資格の取得等+一般被保険者又は高年齢被保険者として雇用」

妊娠等による加算
で最長4年まで延長

図解

1年

- 教育訓練支援給付金の支給を受けたことがない
- 令和7年3月31日以前
- 45歳未満

一般被保険者

専門実践教育訓練

離職

開始

夜間・通信教育→対象外

80%~50%

80%

賃金日額

基本手当の日額

教育訓練支援給付金

算定対象期間において被保険者期間として
計算された最後の6か月間に支払われた賃金総額

180

支給される期間

当該教育訓練を受けている日（当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者によりその旨の証明がされた日に限る）のうち、**失業している日**（失業していることについての認定を受けた日に限る）について支給

支給されない期間

- **基本手当が支給**される期間
- 基本手当の**待期**期間
- 就職拒否等による給付制限又は離職理由による**給付制限**の規定により基本手当を支給しないこととされる期間

就労条件総合調査

労働時間・賃金

- みなし労働時間制を採用している企業割合は13.1%。適用を受ける労働者割合は8.2%。
- 勤務間インターバル制度。「導入予定はなく、検討もしていない」が約**8割**。
- 時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は約3割。

労働費用

- 「労働費用総額」に占める「現金給与額」の割合は**8割強**、「現金給与以外の労働費用」の割合は**2割弱**
- 「現金給与以外の労働費用」の内訳は、**法定福利費** > 退職給付等の費用 > 法定外福利費
- 「法定福利費」の内訳は、**厚生年金保険料** > 健康保険料・介護保険料 > 労働保険料
- 「法定外福利費」の内訳は、**住居に関する費用** > 医療保健に関する費用 > 食事に関する費用

有期労働契約に関する実態調査

- 「無期転換ルールによる無期転換を申込み権利が生じた人」のうち、「無期転換を申込み権利を行使した人」の割合は**3割弱**。
- 有期契約労働者の実際の勤続年数をみると、「**3年超～5年以内**」が最も多い。**5年を超えて**同一事業所に勤続している人は**約3割**。
- 有期契約労働者を雇用している事業所の割合は、**約4割**。
- 有期契約労働者における性別の割合をみると、**男性が約4割、女性は約6割**。
- 有期契約の更新回数の上限については、「**設けている**」が**1割強**。

雇用維持	雇用調整助成金 事業活動縮小で休業	能力開発 雇用環境 待遇改善	人材開発支援助成金 従業員の職業能力開発	労働関係	働き方改革推進支援助成金 労働時間の縮減
	産業雇用安定助成金 コロナ禍で在籍型出向		人材確保等支援助成金 職場定着・離職率の低下		業務改善助成金 事業場内最低賃金の引き上げ
再就職 ・転職	労働移動支援助成金 離職を余儀なくされた労働者		両立支援等助成金 育児・介護と仕事の両立支援		エイジフレンドリー補助金 高齢者の安全衛生対策
	中途採用等支援助成金 中途採用、Uターン		キャリアアップ助成金 非正規の正社員化		
雇入れ	トライアル雇用助成金 試行的に雇用		65歳超雇用推進助成金 65歳以降の定年延長や継続雇用		
	特定求職者雇用開発助成金 高齢者、氷河期世代、障害者等を継続雇用の労働者として		高年齢労働者処遇改善促進助成金 高年齢者の賃金規程の改定		
	地域雇用開発助成金 雇用機会不足地域				



まとめ 規模要件

労働施策総合推進法		青少年	障害者雇用促進法		女性活躍推進法		次世代
パワハラ 防止措置	中途採用 比率の公表	I-I-L 認定	もにす 認定	納付金 調整金	女性活躍 情報公表	行動計画 策定・届出	行動計画 策定・届出

300人超	義務	義務			対象	①雇用環境 ②機会提供 のいずれも	義務	義務
			対象	対象		①②の いずれか 一方	行動計画を届出した 企業のうちから認定	えるぼし
100人超	義務		対象 	対象 		努力義務	努力義務	努力義務



職業訓練受講給付金

	内容
職業訓練 受講給付金	政府は、 被保険者であった者 及び 被保険者になろうとする者 の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、 能力開発事業 として、職業訓練の実施等による 特定求職者 の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法の規定による助成を行うこと及び同法に規定する 特定求職者 に対して、同法の 職業訓練受講給付金 を支給することができる。



- **特定求職者**→公共職業安定所に**求職の申込み**をしている者（**被保険者である者**及び**受給資格者**である者を**除く**。）のうち、**労働の意思及び能力を有している**ものであって、**職業訓練**その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたもの

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講し、**再就職、転職、スキルアップ**を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、**離職して収入がない者を主な対象**としているが、**収入が一定額以下の場合**は、**在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講**できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

<p>訓練受講の要件</p> <p style="text-align: center;">A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ハローワークに求職の申し込みをしていること ● 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ● 労働の意思と能力があること ● 訓練受講が必要とハローワークが認めたこと
<p>職業訓練受講給付金の支給要件</p> <p style="text-align: center;">B</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人収入が月8万円以下（シフト制で働く者などは月12万円以下）（*） ● 世帯全体の収入が月40万円以下（*） ● 世帯全体の金融資産が300万円以下 ● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ● 訓練の8割以上に出席している（*） ● 世帯に同時に給付金を受給している者がいない ● 過去3年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない

○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円（病気などのやむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合、日割りで減額）（*）
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

まとめ

企業型DCの脱退一時金

- ① 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと
- ② 当該請求した日における個人別管理資産の額が**15,000円以下**であること
- ③ 最後に当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して**6か月を経過していないこと**

個人型DCの脱退一時金

- ① **保険料免除者**であること
- ② **障害給付金**の受給権者でないこと
- ③ その者の通算拠出期間が**1か月以上5年以下**であること、**又は**請求した日における個人別管理資産の額が**25万円以下**であること
- ④ 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して**2年を経過していないこと**
- ⑤ 左記の脱退一時金の支給を受けていないこと

企業型記録関連運営管理機関等

個人型年金運用指図者にあつては**個人型記録関連運営管理機関**に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては**国民年金基金連合会**

要件

請求先

50歳

60歳

65歳

70歳

75歳

繰上

老齢基礎年金・老齢厚生年金

繰下

原則

確定給付企業年金の老齢給付金（原則）

60歳以上70歳以下の規約
で定める年齢に達したとき

確定給付企業年金の老齢給付金（例外）

50歳以上上記の規約で定める年齢未満の規約で
定める年齢に達した日以後に使用されなくなったとき

確定拠出年金の老齢給付金

夫婦と児童2人（扶養親族が3人）
の場合※年収が高い方で判定

年収

5,000円※令和4年6月（10月支給分）から廃止

5,000円

なし

額には反映されないが
人数に含まれる

第3子以降
15,000円

15,000円

10,000円

10,000円

年齢

0歳



3歳



小学校
修了



中学校
修了

18歳
年度末

支給要件児童

児童

■ 一般保険料率

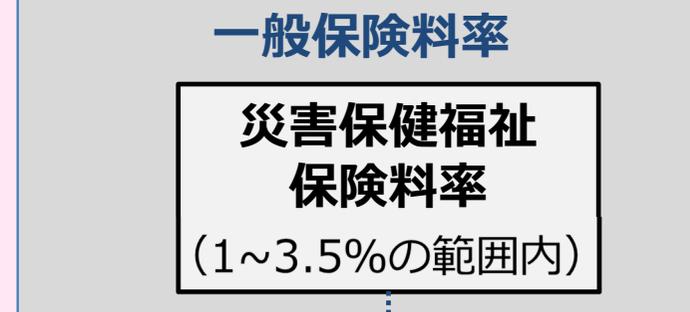
- ① **一般保険料率**は、**疾病保険料率**（1000分の40から1000分の130までの範囲内で協会が決定する）と**災害保健福祉保険料率**（1000分の10から1000分の35までの範囲内で協会が決定する）とを合計して得た率とする。
- ② **後期高齢者医療の被保険者**等である被保険者及び独立行政法人等職員被保険者にあつては、**一般保険料率**は、**災害保健福祉保険料率**のみとする。

船員保険

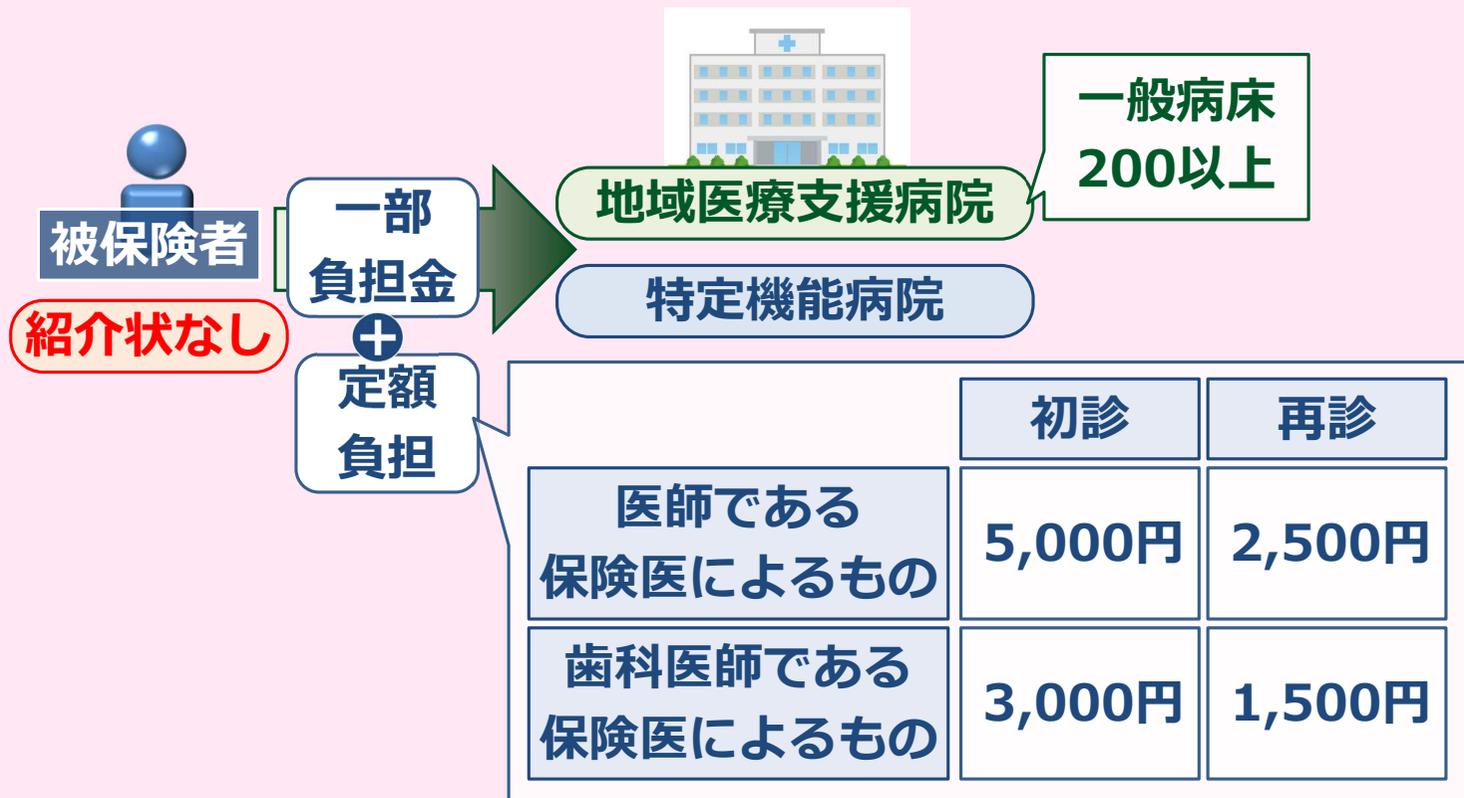


船舶所有者及び被保険者が負担

後期高齢者医療の被保険者等



船舶所有者が負担



まとめ

	療養病床以外
65歳未満	食事療養標準負担額
65歳以上	食事療養標準負担額
	▼
	食費/1食
原則	460円
指定難病	260円

療養病床	
食事療養標準負担額	
生活療養標準負担額	
▼	
居住費/日	食費/1食
370円	460円
0円	260円
0円	100円

栄養士いない
→420円

境界層
該当者

減額されれば生活保護法の規定による保護を必要としない状態になる者

70歳未満（月間）		外来	70歳以上（月間）
標準報酬月額	高額療養費算定基準額	算定基準額	高額療養費算定基準額
83万円以上	252,600円 + 1% 多 140,100円	適用なし	252,600円 + 1% 多 140,100円 <small>現物給付 認定不要</small>
53万円以上	167,400円 + 1% 多 93,000円		167,400円 + 1% 多 93,000円
28万円以上	80,100円 + 1% 多 44,400円		80,100円 + 1% 多 44,400円
28万円未満	57,600円 多 44,400円	18,000円 <small>現物給付 認定不要</small>	57,600円 多 44,400円 <small>現物給付 認定不要</small>
市町村民税 の非課税者	35,400円 多 24,600円	8,000円	24,600円
			15,000円

【年間（8月～7月）上限額】 144,000円

図解

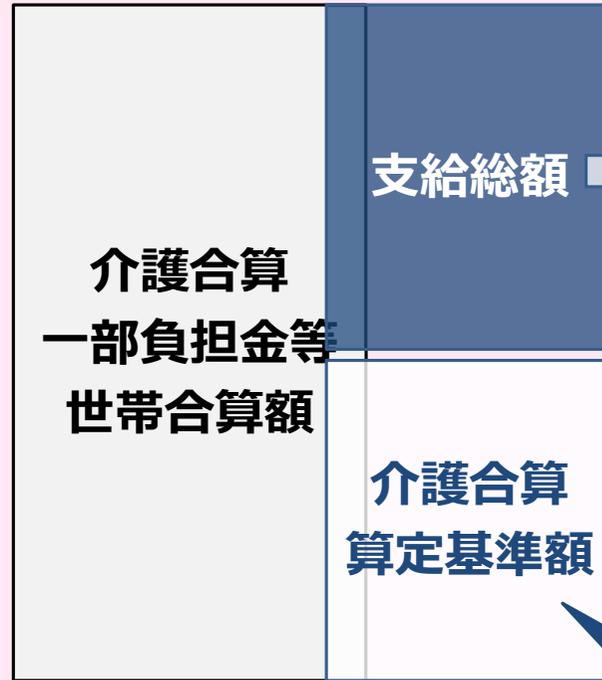


支給要件の判定

500円

支給基準額

介護合算算定基準額

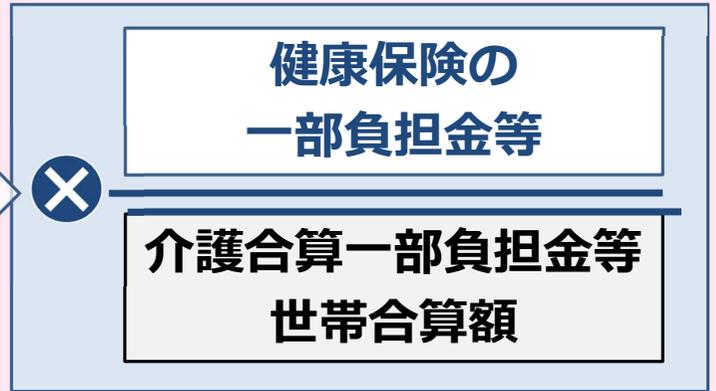


支給総額の計算

支給総額

介護合算算定基準額

高額介護合算療養費



健康保険の一部負担金等

介護合算一部負担金等
世帯合算額

70歳未満		70歳以上	
標準報酬月額	介護合算算定基準額	標準報酬月額	介護合算算定基準額
83万円以上	2,120,000円	83万円以上	2,120,000円
53万円以上	1,410,000円	53万円以上	1,410,000円
28万円以上	670,000円	28万円以上	670,000円
28万円未満	600,000円	28万円未満	560,000円
市区町村民税 の非課税者	340,000円	市区町村民税 の非課税者等	310,000円
			190,000円

かつ被保険者及び被扶養者の収入が520万円以上等の場合

3/4
基準

1週間の**所定労働時間**又は1か月間の**所定労働日数**が、同一の事業所に使用される通常の労働者の**4分の3未満**である者

1週間の**所定労働時間及び**1か月間の**所定労働日数**が、同一の事業所に使用される通常の労働者の**4分の3以上**である者

5
要件

②～⑤に
該当する者

特定4分の3
未満短時間
労働者

- ① 特定適用事業所（500人超の企業）に使用されていること
- ② 1週間の所定労働時間が**20時間以上**であること
- ③ 同一の事業所に継続して**1年以上使用**されることが見込まれること
- ④ 報酬（**最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く**）の月額が**88,000円以上**であること
- ⑤ 学生等でないこと

賞与、残業代、通勤手当など

上記のいずれかに該当しない場合

上記のいずれにも該当する場合

被保険者としない

被保険者とする

支給対象月に支払われる賃金の額が

みなし賃金日額×30の
61%未満

みなし賃金日額×30の
75%以上

支給限度額以上

高年齢雇用継続給付が

支給対象月賃金×15%
が支給される

支給されない

支給されない

標準報酬月額が

みなし賃金日額×30の
61%未満

みなし賃金日額×30の
75%以上

支給限度額以上

特別支給の老齢厚生年金が

標準報酬月額×6%
が支給停止される

支給停止されない

支給停止されない

（運用の目的）

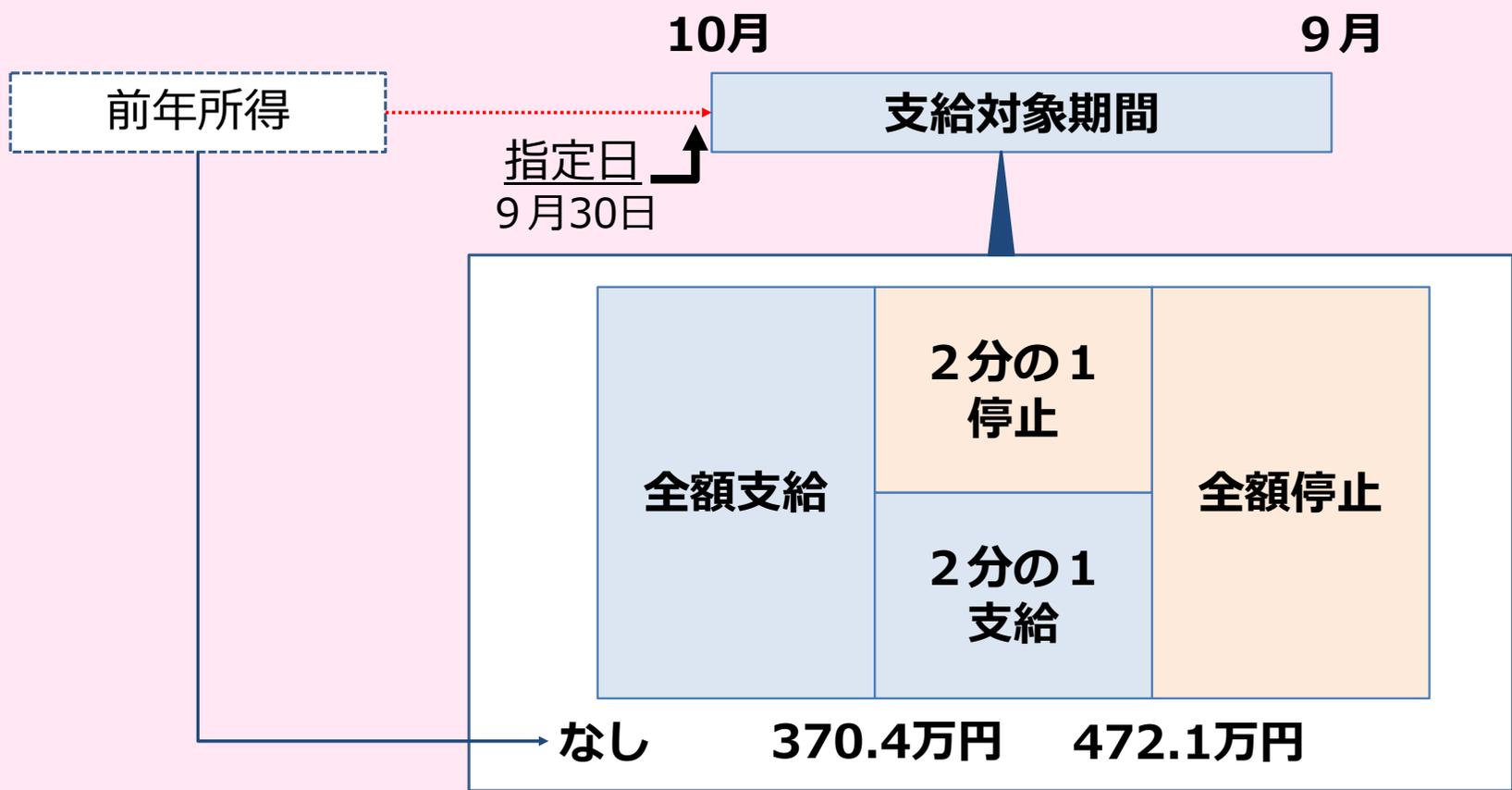
第七十九条の二 積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（特別会計積立金）及び実施機関積立金）の運用は、積立金が厚生年金保険の**被保険者から徴収された保険料**の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、**専ら厚生年金保険の被保険者の利益**のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

（積立金の運用）

第七十九条の三 特別会計積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、**年金積立金管理運用独立行政法人**に対し、特別会計積立金を**寄託**することにより行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく寄託をするまでの間、財政融資資金に特別会計積立金を預託することができる。

申請全額免除	$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 32\text{万円}$	<u>障害者、寡婦、ひとり親</u> 135万円
申請3/4免除	88万円 + 扶養親族等の数 × 38万円	
申請半額免除	+40 → 128万円 + 扶養親族等の数 × 38万円	
申請1/4免除	+40 → 168万円 + 扶養親族等の数 × 38万円	
納付猶予	$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 32\text{万円}$	
学生納付特例	128万円 + 扶養親族等の数 × 38万円	



政府は、**国民年金事業の円滑な実施**を図るため、国民年金に関し、以下に掲げる事業を行うことができる。

① **教育及び広報**を行うこと

② 被保険者、受給権者その他の関係者（被保険者等）に対し、**相談その他の援助**を行うこと

③ 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する**情報**その他の被保険者等の利便の向上に資する**情報**を提供すること



- 政府は、国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため、**電子情報処理組織**の運用を行う
- 政府は、上記①②③に掲げる事業及び上記の運用の全部又は一部を**日本年金機構**に行わせることができる

強行して相談しなかったから、炎上した

教広
育報

相
談

援情
助報

最後の1週間の過ごし方

①テキスト読み込み（全科目）

目次×見出し×項目×書き込みの情報連携

②社労士24イツキ見

1.5倍速。フワフワ知識をビッタビタに。

③問題を解く感覚を鈍らせない

1年度分の過去問や、直前総合演習など軽めに

④**基本が大事。練習する。**

⑤**教材を減らす。睡眠時間を減らさない。**

⑥**自信も不安も自分の一部**

試験前夜～当日

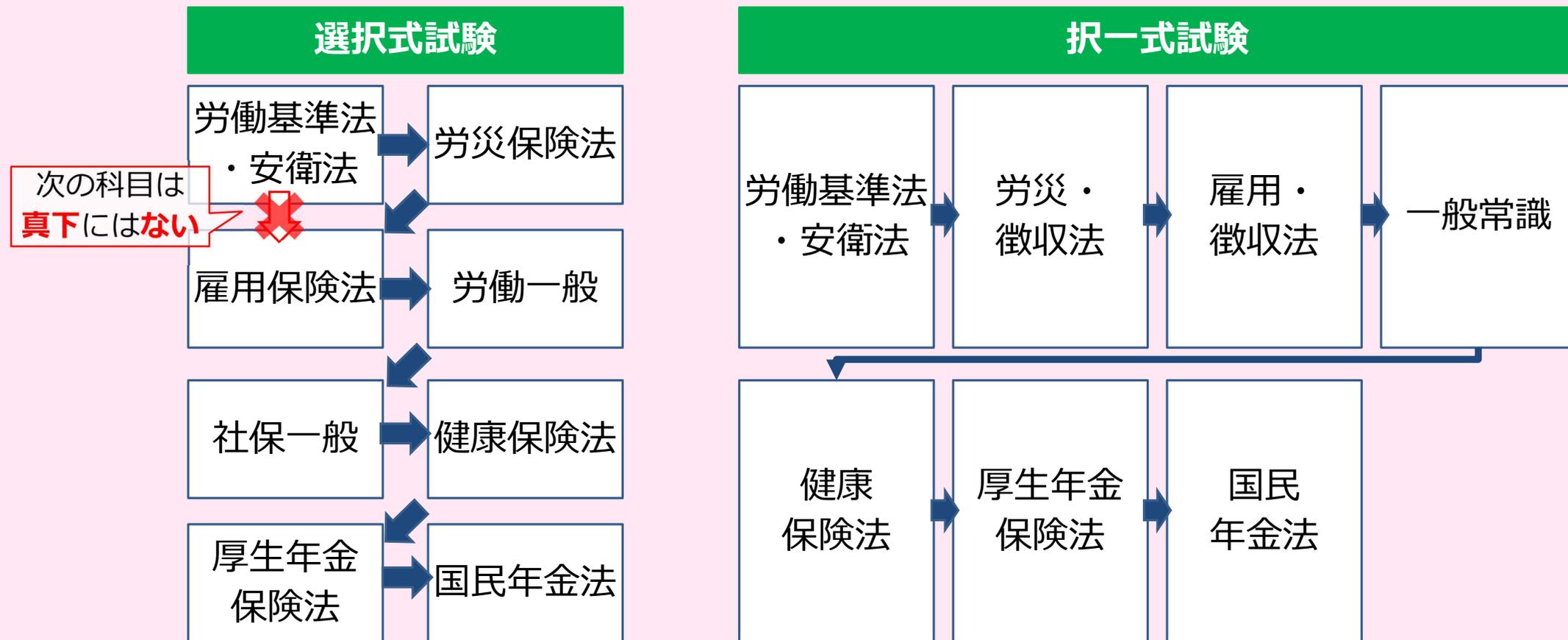
- 夕食、入浴は普段通り。
- 受験票、筆記用具、マスク、お金、腕時計等の準備、
（予備も）。防熱防寒対策。
- スマホの電源の切り方を確認しておく
- 受験地をグーグル・マップで確認
- 早めに床につく。寝付けなくても目を閉じて横になっ
ていれば、それでOK
- 時間に余裕をもって出発。
- 昼食を買うなら地元のお店で。

全科目 3点確保が最優先

※無理に4点目を狙わない

- ・ 簡単な問題は手早く処理（難易の差が激しい）
- ・ 「思い出した解答を語群から選ぶ」のが基本
- ・ 未知の内容はグルーピングで相対評価
- ・ 解答順はA～Eにこだわらない。埋めやすい空欄から
- ・ 迷う問題は落ち着いて対処「みんな迷っている」
- ・ 選択式は「正しい文章」。文脈（匂わせ）優先で選ぶ
- ・ 迷ったら「他の受験生が選んでいそうな解答」を選ぶ
- ・ 根拠がない限り解答は変えない

マークシートの科目の並び順(例年)



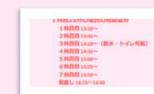
- ① 右に進む ② 右端に突き当たったら下段左端へ

休憩中

- 休憩時間は、可能なら少し外に出て、深呼吸して新鮮な空気を取り込んだり、身体を軽く動かしたりする。
- 昼食は軽めにする方が多い。
- 答え合わせはしない。択一にむけて軽めの確認
- 集合時間には余裕をもって間に合うように。

択一式試験

- 択一式は問題ページ数をチェック。
- 自分が知らない問題は、周りも知らない
- 「解いてて全然手応えがない・・・」それが通常
- 満点取れなくてよい。難しいそうなのは飛ばす
- 正誤判断しやすい選択肢から攻める。短文、数字が狙い目。
- 深読み厳禁。問題文に「書いてあること」で判断
- 根拠なく解答を変えない
- 1科目25分まで。後ろの科目の方が簡単かも
- 見直しは基準点割れリスクが高い科目から。
- マークの見直しの時間を残す。科目の並びをチェック



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

1 科目25分の場合の時間配分

1 科目目 13:20～

2 科目目 13:45～

3 科目目 14:10～ (飲水・トイレ可能)

4 科目目 14:35～

5 科目目 15:00～

6 科目目 15:25～

7 科目目 15:50～

見直し 16:15～16:40

よくあるマークミス

- 個数問題→ \times の数なのに、○の数をマーク
- 組合せ問題→ \times の組合せなのに、○の組合せをマーク
- 問題を一つ飛ばしてマーク
- 同じ問題に2箇所マーク
- 解答を変えたときの消し残しが残っている
- 異なる科目欄にマーク
- 選択式→解答【②4】で④をマーク